

医療費適正化計画の見直しについて

1 見直しの経緯

都道府県は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国が定める基本方針に即し、医療費適正化計画（以下「計画」という。）を策定することとされている。

第3期計画（平成30(2018)年度～令和5(2023)年度）の計画期間が令和5(2023)年度までであることから、全面的に見直し、次期計画（第4期）を策定する。

2 計画期間

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで（6年間）

3 見直しの主なポイント

- (1) 「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者協議会を必置化するとともに、計画の作成及び実績評価に関与する仕組みを導入
- (2) 計画の新たな目標として、「高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進」、「医療資源の効果的・効率的な活用」、「医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進」を追加

4 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和5年7月20日告示）の概要

(1) 計画における目標

- ア 住民の健康の保持の推進に関する目標
- ① 特定健康診査の実施率【全国目標：70%以上】
 - ② 特定保健指導の実施率【全国目標：45%以上】
 - ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率【全国目標：25%以上減少】
 - ④ たばこ対策【(例)禁煙の普及啓発施策に関する目標設定】
 - ⑤ 予防接種【(例)予防接種の普及啓発施策に関する目標設定】
 - ⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進【(例)糖尿病の重症化予防の取組に関する目標設定】

⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

【(例) 一体的実施の推進に関する目標設定】

イ 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

{	全国目標	後発医薬品：80%以上（数量ベース）又は金額ベース
		バイオ後続品：80%以上置き換わった成分数（数量ベース）が全体の成分数の60%以上（成分数ベース）
- ② 医薬品の適正使用の推進

【(例) 医薬品の適正使用のための取組に関する目標設定】
- ③ 医療資源の効果的・効率的な活用

【(例) 地域における医療サービスの提供状況について把握・検討に関する目標設定】
- ④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

【(例) 在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を支援する取組に関する目標設定】

(2) 計画作成のための体制整備

- ア 関係者の意見を反映させる場の設置
【県医療審議会医療体制部会 審議・検討】
- イ 市町村との連携【意見聴取】
- ウ 保険者等との連携【県保険者協議会 意見聴取】
- エ 医療の担い手等との連携
【調和を必要とする他計画に関する会議等 共有】

(3) 他計画等との調和

医療計画（次期県地域保健医療計画）、介護保険事業支援計画（次期県高齢者福祉保健医療計画）、健康増進計画（次期健康日本21あいち新計画）及び国民健康保険運営方針（次期県国民健康保険運営方針）と調和を図る。

5 スケジュール（予定）

年月	内容	備考
令和5(2023)年 9月	県保険者協議会【意見聴取】	
10月	県医療審議会医療体制部会【原案策定】	
12月～1月	市町村へ意見照会 パブリックコメント	
令和6(2024)年 2月	県医療審議会医療体制部会【計画策定】	
3月	公表	